

# 平成22年度町立医療施設等における医薬品共同購入 指名型プロポーザル実施要綱

平成22年5月10日  
京丹波町医療政策課

## 1 案件概要

### (1) 案件番号

22-C13T

### (2) 案件名

平成22年度町立医療施設等における医薬品共同購入

### (3) 目的

次に掲げる町立医療施設等における医薬品の共同購入について、指名型プロポーザル方式により、購入業者の選定を行うものである。

番号	施設名	所在地
1	国保京丹波町病院	京丹波町和田大下28番地
2	国保京丹波町病院附属質美診療所	京丹波町質美田中地7番地3
3	国保京丹波町和知診療所	京丹波町本庄今福5番地
4	京丹波町介護療養型老人保健施設	京丹波町本庄今福5番地

### (4) 対象医薬品

本案件の対象とする医薬品の商品名、規格、納入見込数等については、別紙「購入予定医薬品一覧表」のとおりとする。

なお、発注者は、別紙「購入予定医薬品一覧表」に掲載されていない医薬品であっても、同表中にある医薬品群と同区分の医薬品については、当該契約の相手方と同等の契約条件で当該医薬品を購入することを前提とする。

ただし、新薬創出・適応外薬解消等促進加算対象品目及び麻薬は除くものとする。

### (5) 契約期間（医薬品の納入期間）

本契約により発注者が購入業者から医薬品を購入する期間は、次のとおりとする。

自 平成22年 7月 1日

至 平成23年 3月31日

### (6) 納入場所及び納入期限

発注者が調達する医薬品は施設ごとに発注・納品するものとし、販売業者は各施設が示す期限内に、指定された場所に納入するものとする。

(7) 契約保証金

本契約に関する契約保証金は、免除する。

(8) 検査・支払い

販売業者は、医薬品を納入するときは、各施設に対し納品書を提出し、速やかに各施設の実施する検査を受けなければならない。

販売業者は、検査の結果、不合格の医薬品があったときは、各施設の指定する期限までに代替品を納入しなければならない。

販売業者は、検査に合格した物品について、施設ごとにその代価について、毎月末日を締日として1箇月ごとに取りまとめて、各施設あてに請求するものとし、発注者は、医薬品が納入された日の属する月の2箇月後の末日までに、施設ごとに販売業者の指定する金融機関口座に支払うものとする。

販売業者は、検査後であっても、納入した物品に不良品等があったときは、その責任を負うものとし、直ちに無償で他の良品と交換しなければならない。

(9) 損害賠償

販売業者の契約違反により契約の目的を達することができない場合又は販売業者の責により契約履行できない場合に、契約解除に伴い第三者から代替医薬品を購入し、その購入金額に超過額を生じたときは、販売業者はその差額を支払わなければならない。

2 選定方式及び提出書類

(1) 選定方式

指名型プロポーザル方式により、別途配布する「購入予定医薬品一覧表」にある医薬品群の区分ごとに購入業者を特定することとし、技術提案書を特定する評価項目と評価点は次のとおりとする。

なお、評価基準の内容については、京丹波町ホームページ入札情報に掲載しているので、参考にすること。

評価項目	評価点
販売価格に関する考え方	10
医薬品の納入のほか、購入分析に係るデータ提供等、営業サービスに関する考え方	20
休日・夜間・災害時等の緊急対応に関する考え方	10
今後の本町の医療施設等の運営に関する具体的提案等	10
医薬品群の区分ごとの販売価格（参考見積）	30
ヒアリング内容	20
合 計	100

(2) 提出書類の様式

プロポーザルに参加する者は技術提案書を提出するものとし、別途送付する資料以外は京丹波町ホームページ入札情報からダウンロードすること。

(3) 質問書の受付及び回答

ア 問合せ期限

平成22年5月10日(月)から平成22年5月17日(月)午後5時まで

イ 問合せ方法

指名を受けた者は、質問書(様式第2号)により、ファクシミリにて質問することができる。(ファクシミリ以外は受け付けない。)

なお、手続き及び様式等に関する質問は、電話で受け付ける。

ウ 問合せ先

京丹波町監理課

エ 回答方法

回答は、平成22年5月20日(木)午後5時までに、京丹波町ホームページ入札情報に掲載する。

(4) 技術提案書の提出

ア 提出期間

平成22年5月25日(火)から平成22年5月28日(金)午後5時まで

イ 提出方法

郵送又は持参

ウ 提出部数

正本(押印のあるもの)1部、写し5部

エ 提出先

京丹波町監理課

(5) ヒアリングの実施予定

ア 実施期間

平成22年6月3日(木)

イ 実施場所

国保京丹波町病院内

ウ 実施内容

技術提案書の内容について、30分以内で説明することとする。

なお、当日の資料追加は認めない。

また、提案終了後に質疑応答を行う。

エ 説明者

3名以内とする。

オ その他

ヒアリングの詳細については、別途連絡する。

(6) 技術提案書の特定

技術提案書を特定した者には特定通知書を送付するとともに、特定しなかった者には非特定通知書を送付する。

また、選定結果については、京丹波町ホームページ入札情報に掲載する。

3 問合せ先・提出先

〒622-0292

京都府船井郡京丹波町蒲生八ツ谷62-6

京丹波町監理課

電話番号（直通） 0771-82-3811

ファクシミリ番号 0771-82-2500

4 留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類は、当該プロポーザル以外の目的には使用しない。
- (3) 提出されたすべての書類は返還しない。
- (4) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効にするるとともに、本町の指名停止措置を行うことがある。
- (5) 技術提案書特定後に提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、業務の具体的な実施方針について、資料の提出を求めることがある。
- (6) 提出書類を郵送する場合は、配達確認ができる方法に限ることとし、また、提出期限必着とする。
- (7) その他、京丹波町プロポーザル方式試行要領及び関係規程によるものとする。
- (8) 京丹波町ホームページ入札情報のURLは次のとおり。

[http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/gyosei\\_nyusatsujyoho.asp?gsid=37](http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/gyosei_nyusatsujyoho.asp?gsid=37)

平成22年度町立医療施設等における医薬品共同購入に係る指名型プロポーザル評価基準

項番	評価要素	評価項目	評価対象	配点
1	販売価格に関する考え方	(1) 価格交渉の時期、回数	価格交渉の時期、回数について明確に記載すること。	10
2	医薬品の納入のほか、購入分析に係るデータ提供等、営業サービスに関する考え方	(1) 医薬品の配達方法、在庫管理、返品対応	医薬品の配達方法、在庫管理、返品対応等医薬品の販売について、明確に記載すること。	20
		(2) 情報提供の可能性	月次や年次等の購入量や薬価差に関するデータ提供の可能性について記載すること。	
3	休日・夜間・災害時等の緊急対応に関する考え方	(1) 休日・夜間・災害時等の対応	休日、夜間、災害時等の対応について迅速・確実に対応でき、体制について明確に記述してあるか。	10
4	今後の本町の医療施設等の運営に関する具体的提案等	(1) 本町の医療施設運営への関わり方	本町の今後の医療施設等の運営への関わり方(方針、手法)について具体的に記載すること。	10 <del>30</del>
5	医薬品群の区分ごとの販売価格(参考見積)			30
6 5	ヒアリング	(ヒアリング時の内容を総合的に評価する)	ヒアリング内容(方針、意欲、総合力)	20
			質問に対する応答(明瞭性、的確性、迅速性)	
合計				100